

個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りについて

市県民税の課税に関し、eLTAXを利用した手続きについて、一部の処理が漏れていたことにより課税額の算定に誤りがあることが判明しました。

1 賦課漏れ及び課税誤りのあった件数及び金額

【賦課漏れ】

件数18件(増額のみ)

金額1,387,000円

【課税誤り】

件数19件(増額2件、減額17件)

金額(増額)14,700円 (減額)168,200円

2 経緯と原因

個人市県民税では、eLTAXを利用して給与支払報告書等の関連手続きを行うことができます。

利用の流れとしては、事業所が市に利用届出(新規)を提出すると、通常、自動で審査済となり、基幹系「申告支援システム」に取り込まれます。市は、届いたデータ(給報等)について、「住民税システム」に登録されている事業所(会社)の情報と紐づけて取り込む作業をし、住民税の計算をします。

ただし、電子申告・届出のなかには、自動で取り込まれず未審査となってしまうものもあるため、本来であれば未審査となったものについては、定期的に確認を行う必要がありました。

令和4年6月15日に課税内容の問い合わせがあり、確認したところ、136事業所の利用届出が未審査状態となっていることが判明しました。

未審査であった利用届出を手動で審査したところ、翌日以降26事業所74件(47名分)の給与支払報告書が取り込まれ、内容を精査した結果、14事業所 37件(25名分)の賦課漏れ及び課税誤りが判明しました。

未審査となった利用届出の有無について、定期的にeLTAXのシステムを確認する必要がありましたが、新システムとなった平成31年1月から確認を行っていなかったことにより、今回の賦課漏れ及び課税誤りが発生したものです。

3 今後の対応について

今回の事例に該当する事業所・納税者の方については、早急に書面・訪問等により謝罪と説明を行い、その後速やかに賦課・更正を行ってまいります。

今後の再発防止策としましては、処理手順を再確認するとともに、複数人で進行管理を行い、処理漏れの無いよう徹底します。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 税務課 税務課長 山崎

電話番号:0296-77-1101(内線109) ファックス番号:0296-77-9628 e-mail:z-shimin@city.kasama.lg.jp